

別表5 (第8条関係)

「高崎市都市計画マスタープラン（案）について」パブリックコメントの結果

○意見等の募集期間：令和6年11月1日（金）～令和6年11月20日（水）

○意見等の受付件数：6人 21件

（提出方法の内訳：郵便0人、ファクス0人、電子メール4人、持参2人）

1. 寄せられた意見等を内容により整理し、意見等の概要として掲載しています。

（1）高崎市都市計画マスタープランについての意見

番号	ご提出いただいた意見等の概要	市の考え方
1	堤ヶ岡飛行場跡地の活用に係る基本構想（8つのビジョン）に知的障害者のための視点を入れてほしい。	堤ヶ岡飛行場跡地の活用に係る基本構想は、最先端技術を活用したまちづくりを進めるうえで必要なコンセプトやビジョンを明確化するために策定したものです。本市といたしましては、全ての人が快適に過ごせるまちづくりを行ううえで、高齢者や障害者の方の視点は大変重要であると認識しておりますので、今後のまちづくりの参考にさせていただきます。
2	堤ヶ岡飛行場跡地の活用に係る基本構想において、最先端のまちづくりは、最先端の理想から知的障害者をまちの“ど真ん中”へと変更してほしい。	堤ヶ岡飛行場跡地の活用に係る基本構想は、最先端技術を活用したまちづくりを進めるうえで必要なコンセプトやビジョンを明確化するために策定したものです。本市といたしましては、全ての人が快適に過ごせるまちづくりを行ううえで、高齢者や障害者の方の視点は大変重要であると認識しておりますので、今後のまちづくりの参考にさせていただきます。
3	高崎市の主要幹線道路や幹線道路の沿線の開発需要は、県内外の主要都市に比べて特に高い。首都圏をはじめとする他都市との都市間競争を勝ち抜き、高崎市のさらなる発展に向けて、幅広い産業の立地需要にスピード感をもって柔軟に応えることが求められる。このため、沿道型複合市街地制度の対象区域を、現行の区域から高速道路インターチェンジを繋ぐ区間（国道17号線、高崎駒形線、高崎駅東口線）まで延伸・拡充し、その区間を準工	沿道型複合市街地は、用途地域が指定された区域の主要幹線道路等の沿線に、流通、商業、業務などの沿道サービス施設を誘導するのですが、ご意見いただいた区域は用途地域の指定がありませんので、周辺幹線道路沿道の開発需要に応じた土地利用を研究していく考えです。

	業地域に指定してほしい。	
4	<p>街路、公園及び住宅地に自然樹形の大木を増やして、多少の地球温暖化防止対策とし潤いのある景観にしてほしい。具体的には以下に示すとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 街中ではなるべく電線の地下埋設を進め、街路樹が電線等の邪魔になるのを防ぐ剪定作業を少なくする。</li> <li>2 郊外の住宅地は1軒あたりの土地面積を広くして植樹を推奨する。</li> <li>3 ドイツのように個人所有の土地の樹木に対しても伐採等に地域の環境を考慮して対処するような仕組みを作る。</li> <li>4 専門知識を要する樹木の選定及び老木の倒壊や枝の折損事故に対して行政関与を行う。</li> <li>5 落ち葉等の可燃物はその場の樹木生育温存のためコンポスターによる償却を推奨する。</li> </ol>	街路、公園及び住宅地における樹木等に対する取組については、高崎市緑の基本計画、高崎市緑化条例及び群馬県街路樹ガイドラインに基づき、引き続き対応していきます。
5	<p>16頁（6）景観 街中にソーラーパネルの設置されている土地が散見されるが、ソーラーパネルは景観がよくないと感じる。重要建造物周辺では、ソーラーパネル設置制限を設ける予定か。</p>	太陽光発電施設の設置については、高崎市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例に基づき、引き続き対応していきます。
6	<p>19頁（4）地球温暖化の進行 温室効果ガスの排出を実質ゼロとしていくとあるが、“完全ゼロ”ではなく“実質ゼロ”としている理由を明記するべきである。また、“実質ゼロ”というのはどういう意味なのか、説明を加えるべきである。さらに、温室効果ガス削減だけを目的とする理由について、高崎市の見解を伺いたい。</p>	排出量実質ゼロとは、二酸化炭素などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による除去量との間の均衡を達成することをいい、ご指摘のとおり本計画に記載します。なお、当該項目は国の見解に基づいた考えを記したものです。
7	<p>20頁（3）拠点機能の維持・向上 人が住んでこそ、土地を守ることができ、それが国防にもつながると考えている。そのような意味で、過疎地と呼ばれる地域に住んでもらうだけではなく、その土地周辺を管理してもらうような仕組みが必要ではないかと考えるが、市の見解を伺いたい。</p>	人口減少・少子高齢化の進展により、定住人口の増加や空き地管理の対策は重要であると認識しております。ご意見は、今後のまちづくりの参考にさせていただきます。

8	<p>20 頁 (5) 頻発化・激甚化する災害に対する安全性の向上</p> <p>傾斜面の場所や山間部にソーラーパネルを設置しているところがあるが、土砂災害の安全対策は考えられているか。森林を切り開いてパネルを設置することは、土砂災害のリスクを高める可能性があるが、市の見解を伺いたい。</p>	<p>太陽光発電施設の設置については、高崎市宅地開発指導要綱及び高崎市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例に基づき、無秩序な開発事業を防止するとともに未然の災害防止に努めています。</p>
9	<p>23 頁 (5) 地球環境と身近な環境を大切にする都市づくり</p> <p>景観を悪化させるだけではなく、日照具合によって不安定になるソーラーパネルによる太陽光発電に固執するのは危険性が高いと考える。トリウム溶融塩炉や地熱発電など、別の安定エネルギー源を模索すべきではないか。</p>	<p>本計画では、太陽光発電だけではなく、風力、水力、地熱、バイオマス等のあらゆる再生可能エネルギーの活用を促進していく考えです。</p>
10	<p>34 頁 (1) 新たな産業集積の促進</p> <p>堤ヶ岡飛行場跡地に AI、IT の関連企業、大学、研究機関を集中させることは、新技術の開発促進ならびに日本国内及び群馬県内に新たな産業が生み出される良い機会と考える。日本国内および群馬県内において富の循環を生み出し、開発された新技術が他分野に波及することが見込まれる本開発構想は、雇用創出や経済活性化の面で非常に魅力的である。その一方、本開発構想の方向性によっては、生み出された新技術や富が国外へ流れてしまう可能性が否定できない。そこで、本開発構想において、高崎市は日本国内および群馬県内の企業、大学、研究機関の優先的な誘致を行うべきではないか。また、高崎市は日本人技術者、研究者の優先的な育成をするべきではないか。さらに、高崎市は海外企業、海外大学、海外研究機関の参入抑制を実施するべきではないか。</p>	<p>企業の誘致等は、ご意見にあるような要素を踏まえて進めることも重要であると認識しておりますので、今後のまちづくりの参考にさせていただきます。</p>
11	<p>34 頁 (4) 観光地の活性化</p> <p>オーバーツーリズム対策、外国人による迷惑行為の増加についての対策案を伺いたい。</p>	<p>観光地のオーバーツーリズムは国全体の課題であることから、本市においても今後必要に応じた対策に取り組んでいく考えです。</p>
12	<p>35 頁 (5) 農業の振興</p> <p>空き家対策の一環として、空き家を使った小</p>	<p>空き家対策については重要であると認識しており様々な施策を行っておりますが、ご意見</p>

	型植物工場の改築助成や運営助成は考えていませんか。	は、今後のまちづくりの参考にさせていただきます。
1 3	47 頁 3) 道路・交通網整備の方針①道路 交通量が多くなる時間帯において、高崎環状線の交通渋滞が多く発生するが、対策は考えているか。	環状線の渋滞対策として、交差点の改良や信号機の制御などを含め、今後調査研究していく考えです。
1 4	48 頁 6) 景観形成の方針 高崎駅西口について、西口商店街がシャッターワン通りになっているが、具体的な対策案はあるか。また、高崎中央銀座商店街の活性化案はあるか。	本市では高崎市中心市街地活性化基本計画を定めており、様々なイベントや店舗改装に対する支援等により、新たな賑わいの創出に努めています。
1 5	51 頁 3) 道路・交通網整備の方針②公共交通 栃木県宇都宮市において LRT 事業が成功しているが、高崎市において LRT 計画はあるか。	現在、本市において LRT の計画はありません。
1 6	59 頁 6) 景観形成の方針 観音山丘陵には大規模なソーラーパネル設置区域が存在する。このソーラーパネルは景観を乱していると考えるが、高崎市の見解を伺いたい。	観音山丘陵における太陽光発電施設の設置については、高崎市宅地開発指導要綱及び高崎市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例に基づき規制しています。
1 7	40 頁 (1) 水災害に強いまちづくり 「水が引くまでの間、また、その後の多量な土砂・汚泥等の処理を含めた復旧期間中の一定の生活機能を確保するために、浸水対応型拠点建物や避難空間の整備に合わせてライフライン・エネルギー設備を水害に強い構造へと整備します。」を追加していただきたい。 (理由) 水害時の避難所となる小中学校などの公共施設など浸水対応型拠点施設や高台化を実施される際には、長期間にわたり一定の生活機能を確保するために都市ガス付帯設備を非浸水箇所へ設置するとともに、合わせて電力供給も可能なコーポレーレーションシステムの導入も有効な手段であるため。	災害復旧期間中の生活機能を確保することは重要であると認識しておりますので、今後のまちづくりの参考にさせていただきます。
1 8	40 頁 3-7 防災・災害に対する基本方針 「(3) 防災拠点となる災害に強い公共施設等の整備・充実 ・災害に強い公共施設やライフライン用施設等の整備・充実を図り、災害後の迅速な応急・	災害に強い公共施設等の整備を進めることは重要であると認識しておりますので、今後のまちづくりの参考にさせていただきます。

	<p>復旧対応を可能とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市役所、支所、小中学校等は、災害時に防災情報の発信、避難、物資輸送、救援活動等の拠点となることから、コーポレーティブ設備や停電対応型空調等多様な発電手段を用い電力供給の安定化に向けた取組を促進します。</li> <li>・上下水道・電気・ガス・通信等のライフライン用施設は災害による施設の被害を最小限に留め、迅速な応急・復旧対応が進められるよう、耐震性の強化や冗長性を高めるために再生可能エネルギーや電気・ガスなど複数のエネルギーの導入による災害時の対応能力を増強するなど、関係機関と連携して施設の安全化を促進します。」を追加していただきたい。</li> </ul> <p>(理由)</p> <p>災害時における学校など公共施設の空調設備は電気式に加えて、エネルギー供給が継続される可能性が高い都市ガス導管を活用した電源自立式（停電時対応）のガス空調設備の導入など、複数のライフラインを用いて冗長性を確保することが大切であることから、災害に強い都市構造の形成を図るにあたり、再生可能エネルギーや電気・ガスなど複数のエネルギーの導入が必要であるため。</p>
19	<p>47 頁①市街化区域（都市機能誘導区域）</p> <p>「・市街地開発等においては、環境に配慮した取組を促進するとともに、発災後も都市機能を維持できるよう、コーポレーティブ設備や停電対応型空調等多様な発電手段を用い電力供給の安定化に向けた取組を促進します。また循環型社会用の形成に向けた建設廃棄物の再資源化や施設の寿命化などに努めます。」を追加していただきたい。</p> <p>(理由)</p> <p>高崎駅東口栄町地区第一種市街地再開発事業</p>

	<p>等、中核的な拠点などでは、環境負荷の少ない最先端の省エネ技術などの積極的な導入によるエネルギーの有効活用とともに、災害発生後も都市機能を維持できるよう、多様な発電手段を用いた電力供給の安定化と災害時にも事業継続できるよう、拠点形成を促進する必要があるため。</p>	
20	<p>66 頁 1) 産業集積・振興の方針</p> <p>「脱炭素社会実現と効果的な産業集積を実現するために、地域ごとに適したエネルギー選択が重要となることから、電力事業者や都市ガス事業者等のエネルギーインフラ企業と連携した整備を図ります。」を追加していただきたい。</p> <p>(理由)</p> <p>脱炭素社会実現と効果的な産業集積を実現するには、電力事業者や都市ガス事業者等のエネルギーインフラ企業と連携した整備を図ることが必要であるため。</p>	<p>脱炭素社会及び産業集積の実現に向けた都市づくりは重要であると認識しておりますので、今後のまちづくりの参考にさせていただきます。</p>
21	<p>19 頁 (4) 地球温暖化の進行について、以下の理由により削除してほしい。</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 温室効果ガス大量発生がなぜ温暖化と位置づけているのか政府の見解と高崎地域の見解がどのような差を確認できているか具体的に示されたい。日本の CO<sub>2</sub> 排出量は世界全体の 3%である。近隣諸国である中国が世界の 30%がさらに増加傾向にある中で本市が積極的に取り組むことではない。</li> <li>・ 地球温暖化は太陽から発せられるエネルギー変動をどうして考慮していないのかを具体的に示されたい。</li> <li>・ 緑化などと謳いながら二酸化炭素排出ゼロとは植物、作物が二酸化炭素、窒素など自然環境の循環に必要不可欠であるのにもかかわらずこのような策定を目指す地域根拠を示されたい。</li> </ul> <p>「高崎市第 2 次地球温暖化対策実行計画」に基づく取組みとして理解するが、瞬時に災害</p>	<p>当該項目は、本市を取り巻く社会経済情勢の変化を記載したものであり、温室効果ガスの大量排出による地球温暖化の進行は、国の見解に基づいたものです。本市としましても、高崎市第 2 次地球温暖化対策実行計画に基づいた施策の展開を図っていきます。</p>

	<p>が起こった場合の緊急対策のプロセスの中で実現可能とは言えない状況時どういった対策をするのか、そして人口流入がある中で少子高齢化などは人口増よりさらに課題であり、安心して子育てができ、出生数を上げる取組みと併せて策定できるよう今後もこのようなすべて大事なつながりがある。</p>	
--	---	--

2. 寄せられた意見に基づき、次のとおり計画（案）の修正を行いました。

変更前	変更後	変更理由
19 頁	<p>（4）地球温暖化の進行の文末に「※排出量実質ゼロとは、二酸化炭素などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による除去量との間の均衡を達成することです。」を追記。</p>	説明が必要であると判断したため。

◇問い合わせ先：都市整備部都市計画課 電話：027-321-1269  
 ファクス：027-323-5296  
 電子メール：toshikeikaku@city.takasaki.gunma.jp